

第118号議案

豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年11月30日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

文化会館のうち出石文化会館を廃止し、当該施設の一部を市民センターの出石多目的ホールとして位置付けるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1豊岡市立出石文化会館の項を削る。

別表第2の1の表中「1 豊岡市立豊岡市民会館」を「豊岡市立豊岡市民会館」に改め、別表第2の2の表を削る。

(豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 豊岡市立出石多目的ホール 豊岡市出石町水上316番地

第2条の次に次の1条を加える。

(休館日及び開館時間)

第2条の2 センターの休館日及び開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、若しくは臨時の休館日を定め、又は開館時間を変更することができる。

施設	休館日	開館時間
豊岡市立城崎市民センター	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで
豊岡市立出石市民ホール	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで
豊岡市立出石多目的ホール	火曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後10時まで
豊岡市立但東市民センター	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの使用及びその制限に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、当該センターに係る第2条の2から第4条まで、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、第2条の2中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第3条、第4条、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長が適當と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第8条から第10条までの規定にかかわらず、別表第1から別表第4までに掲げる施設のうち前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させるセンターにあっては、当該施設の使用者は、当該表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させるセンターに係る別表第1から別表第4までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第8条関係）

豊岡市立出石多目的ホール

区分	使用料		
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで

多目的ホール	4,710円	6,280円	6,280円
多目的室	450円	600円	700円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、次に掲げる区分に応じ、次に定める額とする。
 - ア 使用者が入場料を徴収し、その最高額が1,500円以上のとき この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額
 - イ 使用者が入場料を徴収し、その最高額が1,500円未満のとき、又は入場料を徴収しないとき この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、第1条の規定による改正前の豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた豊岡市立出石文化会館に係る処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正
出石文化会館を廃止すること。(別表第1、別表第2関係)
- (2) 豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
 - ア 出石多目的ホールを豊岡市出石町水上316番地に設置すること。(第2条関係)
 - イ 市民センターの休館日及び開館時間を定めること。(第2条の2関係)
 - ウ 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者にセンターの管理を行わせることができることとし、その際に必要な規定の読み替え等について定めること。(第16条関係)
 - エ 指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができることとし、その際に必要な規定の読み替え等について定めること。(第17条関係)
 - オ 出石多目的ホールの区分及び使用料を定めること。(別表第3関係)

2 附則

- (1) この条例は、平成31年1月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行前に、第1条の規定による改正前の豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた豊岡市立出石文化会館に係る処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなすこと。(附則第2項関係)

豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行		改正後（案）	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
豊岡市立豊岡市民会館	豊岡市立野町20番34号	豊岡市立豊岡市民会館	豊岡市立野町20番34号
豊岡市立出石文化会館	豊岡市出石町水上318番地		
別表第2（第5条、第10条関係）		別表第2（第5条、第10条関係）	
1 豊岡市立豊岡市民会館	略	豊岡市立豊岡市民会館	略
2 豊岡市立出石文化会館			
区分		使用料	
		午前9時から午後1時	午後6時から午後10時まで
		午後零時から午後5時まで	
ホール	平日	13,500円	18,000円
	土曜日、日曜日及び休日	16,200円	21,600円
小ホール	平日	2,700円	3,600円
	土曜日、日曜日及び休日	3,200円	4,300円
			4,800円
楽屋1		450円	600円
楽屋2		600円	800円
楽屋3		600円	800円
			900円

ギヤラリー	平日	5,400円	7,200円	8,000円
	土曜日、日曜日 及び休日	6,500円	8,600円	9,600円
多目的ホール				
多目的室		4,710円	6,280円	6,280円
附属設備		450円	600円	700円
備考	規則で定める額			
	<p>1 使用者が當利を目的として使用する場合の使用料は、次に掲げる区分に応じ、次に定める額とする。</p> <p>ア 使用者が入場料を徴収し、その最高額が1,500円以上のときこの表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下同じ。）の2倍に相当する額</p> <p>イ 使用者が入場料を徴収し、その最高額が1,500円未満のとき、又は入場料を徴収しないとき この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額</p> <p>2 ホールを練習に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の5割に相当する額とし、小ホール及びギヤラリーを練習に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額とする。</p> <p>3 ホール、小ホール及びギヤラリー（以下「ホール等」という。）を準備に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額とする。</p> <p>4 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（ホール等にあっては、平日の額）の3割に相当する額を加算する。</p> <p>5 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日</p>			

を、「休日」とは国民の祝日に属する法律（昭和23年法律第178号）
に規定する休日をいう。

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）	
(名称及び位置)	(名称及び位置)	
第2条 センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。	
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略	
(3) 豊岡市出石多目的ホール 豊岡市出石町水上316番地	(3) 豊岡市出石多目的ホール 豊岡市出石町水上316番地	
(4) 略	(4) 略	
(休館日及び開館時間)	(休館日及び開館時間)	
第2条の2 センターの休館日及び開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるとときは、休館日を変更し、若しくは臨時の休館日を定め、又は開館時間を変更することができる。	第2条の2 センターの休館日及び開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるとときは、休館日を変更し、若しくは臨時の休館日を定め、又は開館時間を変更することができる。	
施設	休館日	開館時間
豊岡市立城崎市民センター	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで
豊岡市立出石市民ホール	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで
豊岡市立出石多目的ホール	火曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後10時まで
豊岡市立但東市民センター	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるとときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定

する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) センターの使用及びその制限に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、当該センターに係る第2条から第4条まで、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、第2条の2中「市長は、特に必要があると認めるとときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるとときは市長の承認を得て」と、第3条、第4条、第6条第1項、第7条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第8条から第10条までの規定にかかわらず、別表第1から別表第4までに掲げる施設のうち前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させるセンターにおいては、当該施設の使用者は、当該表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合におい

て、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させるセンターに係る別表第1から別表第4までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

第16条 略

別表第3（第8条関係）

豊岡市立出石多目的ホール

区分	使用料			
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後10時まで
多目的ホール	4,710円	6,280円	6,280円	6,280円
多目的室	450円	600円	600円	700円

備考

1 使用者が益利を目的として使用する場合の使用料は、次に掲げる区分に応じ、次に定める額とする。
ア 使用者が入場料を徴収し、その最高額が1,500円以上のとき

この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額
イ 使用者が入場料を徴収し、その最高額が1,500円未満のとき、又は入場料を徴収しないときは、この表に規定するそれぞれの額の

	<p>1.5倍に相当する額</p> <p>2. 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。</p>
別表第3 (第8条関係)	
豊岡市立但東市民センター	

第119号議案

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用
並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する
条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙
運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する條
例を次のように定める。

平成30年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

公職選挙法の改正に伴い、市議会議員の選挙において選挙運動のために使用する
ビラを無料で作成することができるものとするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年豊岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第7条中「市長」を「市議会議員及び市長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会議員の選挙について適用し、同日前までにその期日を告示された市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

公職選挙法の改正に伴い、市議会議員の選挙において選挙運動のために使用するビラを無料で作成することができるものとすること。（第1条、第7条関係）

2 附則

- (1) この条例は、平成31年3月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) この条例による改正後の条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市の議会の議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された市の議会の議員の選挙については、なお従前の例によること。（附則第2項関係）

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選舉における選舉運動用自動車の使用並びに選舉運動用ボススターの作成の公當に関する条例新旧
対照表

	現行	改正後（案）
（趣旨）		
第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、市議会議員及び市長の選舉における法第141条第1項の自動車（以下「選舉運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（市長の選舉の場合に限る。以下「選舉運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のボスター（以下「選舉運動用ボスター」という。）の作成の公當に関するものとする。	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、市議会議員及び市長の選舉における法第141条第1項の自動車（以下「選舉運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（<u>（</u>以下「選舉運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のボスター（以下「選舉運動用ボスター」という。）の作成の公當に関する必要な事項を定めるものとする。</p>	
（選舉運動用ビラの作成の公當）		<p>（選舉運動用ビラの作成の公當）</p> <p>第7条 市長の選舉における候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選舉運動用ビラを無料で作成することができます。この場合には、第2条ただし書の規定を準用する。</p>